

審判番号：無効 20 ー 号

口頭審理傍聴研修（ライブ配信）への御協力のお願い

1. 口頭審理傍聴研修（ライブ配信）について

特許庁では、口頭審理の審理指揮能力向上等を目的として、審判官及び審判書記官（以下「受講者」という。）が口頭審理を傍聴する研修（以下「傍聴研修」という。）を行っています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策により、口頭審理の傍聴研修の機会が少なくなっております。

そこで、現在、受講者が口頭審理を直接傍聴することに代えて、特許庁ネットワークを用いたライブ配信による傍聴研修を実施しております。このライブ配信による傍聴研修については以下の要領で実施しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

2. 傍聴研修のためのライブ配信を望まない場合について

このライブ配信による傍聴研修については、当事者等の皆様にご負担をおかけするものではありませんが、傍聴研修のためのライブ配信を望まない場合には、期日調整の依頼の返信において「傍聴研修のためのライブ配信を望みません。」と回答してください。

なお、傍聴研修のためのライブ配信を望まないことによる不利益等は一切ありません。

<ライブ配信による傍聴研修の要領>

- ・ Web 会議ソフトを用いて、口頭審理の映像及び音声をライブ配信します。（審判廷後方に配置されたカメラを用います。）カメラ等の配置や受講者に配信される映像については裏面をご覧ください。
- ・ 口頭審理のライブ配信を視聴する人数は 15 名程度です。
- ・ 口頭審理のライブ配信の録音・録画はされません。
- ・ 特許庁職員以外に配信されることはありません。
- ・ 口頭審理当日は、機材操作者として特許庁職員 1、2 名が審判廷後方に着席します。
- ・ 傍聴研修のためのライブ配信を望まない当事者等がいる場合等、ライブ配信を行わないこともあります。

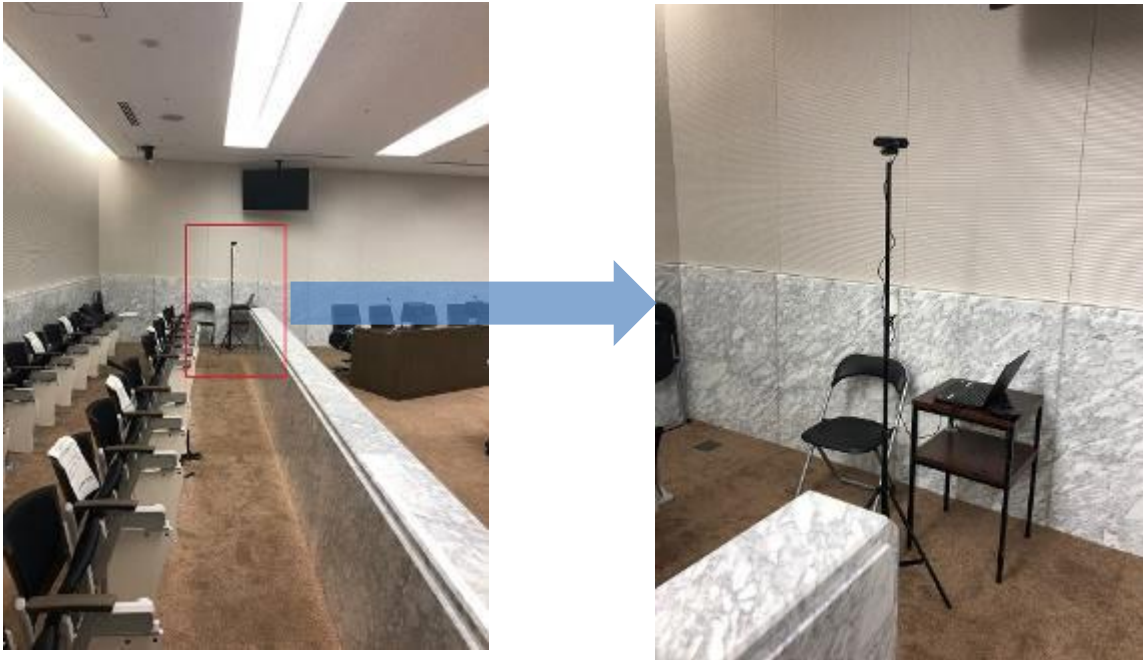
ライブ配信による傍聴研修に関するお問合せ

審判課 研修担当（内線 3613）

※傍聴研修以外の事件に関するお問合せは、
担当審判書記官宛てにお願いします。

<カメラ・マイクの配置場所>

審判廷後方に以下の写真のように、ノートパソコン、カメラが配置されます。また、機材操作者として特許庁職員が1、2名着席します。



<受講者への配信映像>

受講者には以下のような映像と音声配信されます。審判廷後方に配置されたカメラのみで撮影しますので映像の切り替えなどは行われません。

